

印旛沼流域水循環健全化会議

第32回委員会

日時：令和4年3月25日（金）15：00～

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （1） 前回委員会の振り返り
- （2） 健全化計画の改定及び第3期行動計画の承認
- （3） 各部会の開催報告
- （4） 事務局からの報告事項
- （5） その他

3. 閉 会

■ 配付資料

- 資料1：議事次第、規約、委員名簿
- 資料2：本編資料
- 資料3：健全化計画（改定案）
- 資料4：第3期行動計画（案）
- 資料5：第3期行動計画の体系整理

(行政部会)

第5条 委員会の下に行政部会を設け、その部会員は別に定める行政等で構成する。

- 2 行政部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。
- 3 部会員は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 委員会の下に、3つの部会を設ける。

- 2 各部会の委員等は別に定める学識者、行政等で構成する。
- 3 各部会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。
- 4 各部会は、次の事項について実施、フォローアップする。

(1) 流域治水部会

- ・印旛沼流域の流域治水に係る各種施策を検討・推進

(2) 水辺活用・連携部会

- ・印旛沼の取組を広く情報発信
- ・印旛沼環境教育の推進
- ・印旛沼流域における各主体の連携による印旛沼及びその周辺利用を活性化させるネットワークの形成を推進

(3) 水環境部会

- ・合理的な水質指標の設定、その指標に基づく水質改善効果の検討
- ・水質形成機構の解明
- ・効率的な改善手法の選定及び事業化に向けた方策の検討
- ・水道水源としての問題の解決

(委員会の運営)

第7条 委員会には委員長を置き、学識者（河川）がその職務を行う。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(行政部会の運営)

第8条 行政部会には部会長を置き、千葉県水質保全課長をもって充てる。

- 2 部会長は、行政部会を代表し会務を総括する。
- 3 行政部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(部会の運営)

第9条 部会には部会長を置く。

- 2 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 3 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(印旛沼・流域再生大賞)

第10条 印旛沼・流域再生大賞の選考方法については別に定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課及び環境生活部水質保全課に置く。

- 2 事務局長は千葉県河川環境課長をもって充てる。

(規約の変更)

第12条 この規約は、委員会において、出席した委員の過半数の同意を得なければ変更
することができない。

2 委員の変更にあたって、委員長の承諾を得た場合は前項の規定によらない。

(附則)

この規約は、平成13年10月18日から施行する。

この規約は、平成16年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成19年 6月 1日から運用する。

この規約は、平成22年10月27日から運用する。

この規約は、平成25年 7月31日から運用する。

この規約は、平成28年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成29年 9月 1日から運用する。

この規約は、平成30年 2月14日から運用する。

この規約は、平成30年 3月13日から運用する。

この規約は、平成30年 9月 3日から運用する。

この規約は、平成31年 3月12日から運用する。

この規約は、令和元年 7月 9日から運用する。

この規約は、令和元年 9月30日から運用する。

この規約は、令和2年 11月20日から運用する。

この規約は、令和4年 1月17日から運用する。

健全化会議委員

(R4.3.23 時点)

	氏 名	所 属 ・ 職 名	所属部会
委員長	山田 正	中央大学 名誉教授	流域治水 水辺活用・連携 水環境
顧問	虫明 功臣	東京大学 名誉教授	
委員 (学識者)	飯田 俊彰	岩手大学 教授	流域治水
	近藤 昭彦	千葉大学 教授	水辺活用・連携 水環境
	高村 典子	元 独立行政法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター長	水環境
	西廣 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター室長	流域治水 水環境
	二瓶 泰雄	東京理科大学 教授	流域治水
	服部 敦	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官	水環境
	古川 巖水	水の回廊社会実験 代表	水辺活用・連携
	古嶋 美文	千葉黎明高等学校 非常勤講師	水辺活用・連携
	日浦 博昭	公益財団法人 印旛沼環境基金 主任研究員	水辺活用・連携
	山下 洋正	国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ 上席研究員	水環境
委員 (水利用者)	長谷川 邦彦	印旛沼土地改良区 理事長	
	小川 佳男	印旛沼漁業協同組合長	
委員 (市民団体)	高橋 修	特定非営利活動法人 印旛沼広域環境研究会 理事	流域治水 水辺活用・連携
	桑波田 和子	特定非営利活動法人 環境パートナーシップちば 代表理事	水辺活用・連携
	新谷 義男	印旛沼探検隊 代表	水辺活用・連携

行政委員	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長
	農林水産省 関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所長
	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所長
	千葉市長
	船橋市長
	成田市長
	佐倉市長
	八千代市長
	鎌ヶ谷市長
	四街道市長
	八街市長
	印西市長
	白井市長
	富里市長
	酒々井町長
	栄町長
	県 総合企画部 次長
	県 環境生活部 次長
	県 農林水産部 次長
	県 農林水産部 水産局長
	県 県土整備部 次長
	県 県土整備部 次長
	県 企業局 水道部 次長
	県 企業局 工業用水部 次長
	県 教育庁 教育振興部 次長

オブザーバー	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川環境保全調整官
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課長
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課長
	県 県土整備部 河川整備課長
	県 千葉土木事務所長
	県 葛南土木事務所長
	県 東葛飾土木事務所長
	県 印旛土木事務所長
	県 成田土木事務所長
	県 北千葉道路建設事務所長

事務局	県 環境生活部 水質保全課
	県 県土整備部 河川環境課